

報告第 2 1 号 放棄した債権の報告について

1 債権の名称

市営住宅不正入居に係る損害賠償金

2 債務者

A

3 債権の件数及び額

市営住宅不正入居に係る損害賠償金 1 件

家屋明渡等請求事件により取得した債務名義 3, 5 1 1, 4 4 8 円

4 放棄した事由

小松島市債権管理条例第 1 4 条第 1 項第 2 号該当

(理由)

債務者 A に対し家屋明渡等請求事件（平成 3 0 年 1 2 月定例会議 報告第 1 9 号）を提起し、平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日付け判決により債務名義取得後、強制執行の手続きをとったが、売却されなかった。

その後、債務者 A が破産申し立てを行い、令和 2 年 1 2 月 1 日付けで破産手続きが開始され、令和 3 年 6 月 1 5 日付けで免責が許可されたことにより、これ以上の債権回収が困難であるため。